

戸籍証明書等請求書（郵送用）

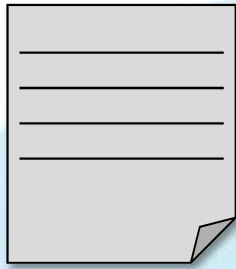
長 殿 令和 年 月 日

本籍		丁目				番地	
筆頭者氏名		※戸籍に最初に記載されている方で、亡くなっても変わりません。 生年月日： 明・大・昭・平・令 年 月 日					
請求対象となる方の氏名/生年月日		生年月日： 明・大・昭・平・令 年 月 日					
必要な証明		戸籍 (450円/通)	謄本（全員）	通	抄本（個人）	通	
		除籍 (750円/通)	謄本（全員）	通	抄本（個人）	通	
		改製原戸籍 (750円/通)	謄本（全員）	通	抄本（個人）	通	
		附票 (300円/通)	謄本（全員）	通	抄本（個人）	通	
		※附票の本籍地・筆頭者名の記載を省略したい方は□に✓をしてください。 □ 省略 ※在外選挙人の表示・住民票コードの記載を希望する方はその旨ご記入ください。 また、住民票コードの記載を希望する方は下記の使い道欄に理由、提出先もご記入ください。 必要な住所⇒昭・平・令 年頃住んでいた……					
		身分証明 (300円/通)					通
		受理証明書 (350円/通)	届出日 昭・平・令 年 月 日 種類 婚姻・離婚・出生・()届				通
その他の証明		具体的な内容				通	
使い道	理由	☐ パスポート手続き ☐ 免許・資格等申請 ☐ 婚姻届等の戸籍届出 ☐ 年金の手続き ☐ ビザ申請 ☐ 相続手続きで使用… <u>下記事項もご記入ください</u> 今回は()が死亡したことによる手続きで… ・ ()の亡くなったことがわかるもの … ()通 ・ ()の出生から(死亡・現在)まで …各()通 ・ ()の婚姻から(死亡・現在)まで …各()通 ・ ()と()の関係がわかるもの …()通 ☐ その他(具体的にご記入ください)					
	提出先						

請求者	住所	〒	
	フリガナ氏名		
	電話番号	※日中連絡のつく番号 ()	
	筆頭者との関係	本人・夫・妻・子・父母・祖父母・孫・代理人・その他()	
同封書類	☐ 手数料（定額小為替） 【 円】 ☐ 返信用切手 【 円】 ☐ 返信用封筒（住所・宛名記載のもの） ※下記本人確認書類で確認出来ない住所へは返送できません ☐ 本人確認書類の写し（公的な機関が発行している証明書で、請求者の住所の記載があるもの）例：健康保険証 ☐ 請求者と対象者の関係がわかる戸籍の写し（江東区の戸籍で関係が不明な場合） ☐ 江東区の前後の戸籍の写し（除籍・改製原戸籍をご請求の場合で、すでにお持ちであれば） ※その他、代理人の場合は委任者作成の委任状、第三者の場合は関係を証明する資料の添付が必要になります。		
	最近2週間以内の戸籍の届出	出生・死亡・婚姻・離婚・その他()届出、該当者() 月 日 () 市区町村届出	

裏面・注意事項

①戸籍証明書等請求書



書類に不備があった場合は連絡を差し上げますので必ず連絡先の電話番号を明記ください。(携帯電話番号も可)

②返信用封筒+切手



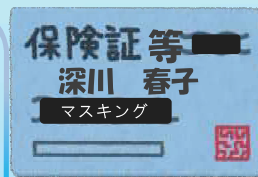
返信用封筒のあて先は請求者の住所地となります。特別な事情があり、住所地ではどうしても受け取れない場合はあらかじめお問い合わせ下さい。請求通数が多い場合、返信郵便料金が不明の場合は多めの切手を貼らずに同封ください。余った切手はお返しします。相続等の請求で通数が多くなる場合は封筒も大きめのものをご用意ください。

③手数料（定額小為替）



郵便局で手数料分の定額小為替をご購入ください。相続等の請求で手数料が不明の場合は多めに同封くだされば余った分は小為替（ご希望により切手）でお返しします。小為替に記名は不要です。現金書留も扱います。

④本人確認書類の写し



期限切れでない運転免許証・健康保険証・住基カード等のコピーを同封下さい。
（注）現住所とお名前が確認できる面をコピーして下さい。マイナンバーカードのマイナンバー、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は見えないようにマスキングしたうえで送りください。）

※手数料は「切手」「収入印紙」等での取扱いは出来ません。

※表面の戸籍料金は江東区役所での金額です。他自治体にご請求の場合は予め請求先にご確認ください。

原則として上記①～④を封入のうえご送付ください
※必要に応じて⑤も同封ください

⑤関係性のわかる戸籍

戸籍
【名】春子
【生年月日】昭和30年1月1日
【父】江東太郎【母】江東花子

「請求する人」と「戸籍に載っている人」との関係が確認できる戸籍（コピー）を同封ください。ただし「請求する人」が現在または以前、江東区に本籍があって、江東区の戸籍で関係が確認できる場合は不要です。不明の点はお問合せください。



※偽りや不正な手段により交付を受けた場合は、刑罰（30万円以下の罰金）に処せられます。

※プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

※必着日時の指定は、郵便の配達事情によりますので確約できません。

※同封いただいた本人確認書類のコピーは、郵送請求者の本人確認以外に使用しません。